

章	ページ	見出し等	行（見出しの下から）等	5刷	6刷
18章	534	1) 採用の自由	11行目	（雇用対策法10条）	（労働施策総合推進法10条）
18章	534		15行目	（雇用対策法施行規則1条の3第1項）	（同法施行規則1条の3第1項）
19章	619	2) 障害者の範囲	下から4-1行目	特に、メンタルヘルスに関しては、症状が軽度であり手帳を取得する程度ではないが何らかの支援を必要とする場合や、精神障害者への偏見が残る中で手帳の取得をためらう場合など、手帳を所持しないケースが他の障害よりも多いと考えられる。	（削除）
22章	702	2) 求職者に対する職業指導と職業相談	下から4行目	「雇用対策法」	「労働施策総合推進法」
23章	729	〔1〕 守秘義務	下から10行目	また、労働安全衛生法は第104条で、	また、労働安全衛生法は第105条で、
索引	索-8	【こ】		雇用対策法……………702	（削除）
索引	索-17	【ろ】		—	労働施策総合推進法……………702

<補足>

- 2018年の法改正により、「雇用対策法」が「労働施策総合推進法」となった。
- 19章「障害者手帳」の記述について
本テキスト執筆時（2015年）には5刷記載のとおりであったが、
2018年から精神障害者保健福祉手帳の所持者が、障害者雇用促進法上の障害者雇用義務の対象となったことなどから
現在は精神障害者保健福祉手帳の取得者数が増加傾向にある。
- 2018年の働き方改革関連法により、労働安全衛生法の当該条文の番号がずれて第105条となった。